

大阪市規則第83号

大阪市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市手数料条例施行規則（昭和40年大阪市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（条例第9条第1項第4号の租税の種類等） 第8条 条例第9条第1項第4号の租税の種類は、税目の別とする。ただし、市民税、<u>府民税及び森林環境税について併せて証明を申請するときは3税目を1種類とし、固定資産税及び都市計画税について併せて証明を申請するときは2税目を1種類とする。</u> [2 略]	（条例第9条第1項第4号の租税の種類等） 第8条 条例第9条第1項第4号の租税の種類は、税目の別とする。ただし、市民税と<u>府民税又は固定資産税と都市計画税について、併せて証明を申請するときは、それぞれ2税目を1種類とする。</u> [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、令和6年5月20日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市手数料条例施行規則の規定は、令和6年度以後の年度分の租税に関する証明の申請について適用し、令和5年度分までの租税に関する証明の申請については、なお従前の例による。